

国税庁確定申告サイトオープン
確定申告をサポートするお役立ちサイトです。さあ、あなたも早くアクセス
www.nta.go.jp

確定申告の季節です

(2月16日～3月15日)

確定申告
所得税・贈与税・事業税・住民税 個人事業者の消費税・地方消費税
3月15日(火)まで 3月31日(木)まで
◎申告と納税は期限内に。◎納税は便利な振替納税で。

今年も確定申告の季節になりました。みなさん、申告の準備はお済みですか。

所得税の確定申告と市・県民税の申告は2月16日(水)から3月15日(火)までです。期限が近づくと窓口が混雑しますので、申告と相談はできるだけ早く済ませましょう。

この申告により、平成16年分の所得税が確定し、平成17年度分の市・県民税や国民健康保険料を算出する重要な資料となりますので、期限内に正しい申告をしましょう。

申告書は自分で書いて、できるだけ早めに提出してください。また、申告書は郵送でも提出できます。

所得税

所得税の確定申告は、昨年1年間の所得金額を総決算し、その所得金額に対する税金を確定し、納め過ぎた税金、納め足りない税金を精算するものです。

確定申告が必要な人

給与所得者の場合

給与所得者(サラリーマン)の所得税は、通常年末調整で精算されるので確定申告する必要はありません。

しかし、次のような人は申告をする必要があります。

- ① 給与の年収が2千万円を超える人
- ② 1カ所の給与支払者から給与を受け、給与所得および退職所得以外の合計が20万円を超える人
- ③ 2カ所以上の給与支払者から給与を受け、従たる給与の収入

その他の人の場合

入と給与所得および退職所得以外の所得合計額が20万円を超える人

商業、工業、農業、漁業、医業などを営んだり、公的年金、地代、家賃、配当、不動産の売却などの所得のある人で、これらの所得合計が所得控除額の合計額を超える人は確定申告を行う必要があります。

申告不要でも申告すると税金が戻る場合もあります

確定申告をする必要のない人でも、次のような人は、確定申告をすると給与や公的年金などから天引きされた所得税が戻る場合があります。

- ① 年末調整で所得控除などに漏れがあった人
- ② 一定額以上の医療費を支払った人
- ③ 昨年の途中で勤めを辞めたまま再就職せず、年末調整を受

- ④ していない人
- ④ マイホームをローンで取得または大規模改修をした人
- ⑤ 天引きされた所得税が実際に計算した所得税より多い人
- ⑥ 火事や台風、盗難などの被害を受けた人
- ⑦ 退職所得がある人で、その所得を含めて申告することにより天引きされた所得税について定率減税の適用を受けることができる人

農業所得を申告される方へ

収支計算により申告される人は、農協から送付される営農口座年間集計表(営農取引のある人のみ)およびその他必要経費となる領収書等は、あらかじめ必ず科目ごとに整理、集計しておいてください。

申告は、窓口か郵送などで自分で書いて、お早めに

税務署や申告相談会場では、申告書を自分で作成していただくために記載方法などのアドバイスを行っています。

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、所得税や消費税の申告書などを作成することができます。

国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp/>